

第七十五回国会
衆議院
内閣委員会
議録第四号

昭和五十年二月二十五日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 藤尾 正行君

理事 越智 伊平君

理事 加藤 陽三君

理事 上原 康助君

理事 中路 雅弘君

有田 喜一君

近藤 鉄雄君

橋本 進君

林 大幹君

吉永 治市君

木下 元二君

鈴切 康雄君

出席國務大臣

文部大臣 永井 道雄君

國務大臣 植木 光教君

出席政府委員

人事院総裁 藤井 貞夫君

人事院事務総局 給与局長 茨木 広君

人事院事務総局 職員局長 中村 博君

内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 成美君

總理府人事局長 秋富 公正君

青少年対策本部 次長 吉里 邦夫君

防衛施設庁施設 部長 銅崎 富司君

文部政務次官 山崎平八郎君

文部大臣官房長 清水 成之君

文部省初等中等 教育局長 安嶋 彌君

文部省大学局長 井内慶次郎君

文部省學術國際 局長 木田 宏君

文部省社會教育 局長 安養寺重夫君

文部省体育局長 諸沢 正道君

文部省管理局長 今村 武俊君

建設省都市局参 事官 森田 松仁君

委員外の出席者

沖繩開発庁総務 局長 大濱 忠志君

局総務課長 深田 宏君

外務省アメリカ 局外務参事官 本田 敬信君

内閣委員会調査 室長 敬信君

委員の異動

二月二十一日

辞任

笠岡 喬君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

原 健三郎君

同日

辞任

福永 一臣君

同日

辞任

竹中 修一君

同日

辞任

橋本 進君

補欠選任

原 健三郎君

福永 一臣君

同日

補欠選任

笠岡 喬君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

同日

補欠選任

橋本 進君

同日

補欠選任

竹中 修一君

青野ヶ原ホーク部隊設置反対に関する諸願(渡部一郎君紹介)(第七一九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

藤尾委員長 これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 すでに私の方も同僚議員が、この法案については、特に設置される高知の室戸の問題についても質疑を終わっていますので、簡潔に幾つかお伺いしたいと思います。

今度、文部省の付属機関として国立少年自然の家が設置されるわけですが、最初に、簡潔でいいのですが、この国立の自然の家を設置される趣旨について一言お聞かせしたいと思います。

○永井國務大臣 国立少年自然の家は、次のようなことで設置されるものであります。

学制百年の記念事業であります。これまでも公立少年自然の家というのは多数ございますけれども、その上に国立少年自然の家をつくり出すのは、第一に、広域におきまして経験、交流が行えますように図るということがございます。

何らかの望ましい影響というものが生まれることを期待しております。

次に、こういう少年の社会教育というものが一層盛んになっております趨勢の中で、少年の教育、特に社会教育であります。その指導者というものが年ごとに多数必要になってまいりますから、その指導者の養成、研修、こういうことを目的にしているわけでございまして、おおよそ以上申し上げました三つの点が、主要なる目的と考えている次第でございます。

○中路委員 私も、社会教育施設の充実、この問題については、父母や教育関係者の一つの要求でありますし、特に子供が自然に親しみ、情操や社会性を豊かにするということが、一人一人の行き届いた教育の上でも欠かすことができない条件だと思っております。この要求について、国が部分的にも国費を投じて少年自然の家を設置するということでは、教育行政上からも当然の施策だと思っております。賛成であります。特に自然の家の管理運営については、関係者は利用者の要望や意見を十分反映させたものにしていただきたいということをお願いしておきたいわけです。

いままで国立青年の家というのが各地に設置されておりますが、私は、この問題できょう詰めた議論をするつもりはありませんが、たとえば一つの例でお話ししますと、この国立青年の家の利用規則を見ますと、第八条に「朝のつどいおよび夕べのつどいにおいて、国旗の掲揚を行なわなければならない」ということが義務づけられていまして、第十三条で「所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる」ということも書かれているわけです。

いま、この前の田中総理の発言もありましたが、国旗や国歌の制定という、法制化という問題は、政治的にまた非常に議論を呼ぶ問題でありますし、

私は、この問題の是非をここで論議するつもりはきまっています。いまこのような政治の場面で論議になっている問題、こういった点については、それを義務づけて、しかも違反した者については退所を命ずるというような規定ですね、こういう点については、できるだけ自由な判断にむしろ任せるというような点も必要ではないか。

一例を挙げましたけれども、青年の家もそうですが、できるだけこの少年自然の家においても、政治上や宗教上のいろいろな問題、論議になっていく問題、そういった点を持ち込むということではなくて、民主的な運営を図っていただきたいと思ひますし、そういう点では利用者の意見、あるいは運営についても、委員会等のひとつ民主的な機関によって十分これが活用されるように要望したいと思うのですが、一言この点についても御意見を伺いたいと思ひます。

○永井国務大臣 運営につきましては、地元の方々あるいは学識経験者、特に教育についてお考えになつていらっしゃる方、こういう方々にお集りをお願いして、将来、少年自然の家につきましては委員会的な運営を行っていくというふうに考えております。それはやはり、そういう姿で合意を得ながら進めていくことが非常に必要であると考えているからでございます。

そうでありまして同時に、他方やはり、一つの機関を運営いたしていきます場合には、おのずから秩序というものが必要でございますから、それについて規則をつくっております。そういう中に国旗掲揚の問題もございます。ただ、こういうことにつきましては、ただいま御指摘のような点もございまして、どういふ方法をこれまで青年の家にについてとおろかといひますと、あらかじめそういう規則をお示しいたしまして、そして、その規則というものをよく見ていただけて来ていただく。ですから、いまの退所のところだけを御指摘になりますと、非常に厳しいのですが、実を申しますと、あらかじめ見ていただくという手続も踏んでいるわけでございます。少年自然の家に

つきまして、同様やはり規則が必要だと思ひますが、そういう委員会のような運営の方法、さらにあらかじめよく規則を見てきて来ていただく、そういう形で進めていきたい、かように考えております。

○中略委員 いま一例で挙げましたけれども、特に利用する場合に、さつき退所のところの十三条だけを取り上げましたけれども、こういった点について政治的な論議がまた起きますという問題になりますから、その点ではできるだけ、そういう問題については自由な判断で——私も掲げるなというのを決めるということをやっているわけではなくて、自主的な判断に任せてやっていると、それを守らなければ退所だというふうな、この八条、十三条を読みますと、そういうことにもなるわけなんです、その点、十分民主的な運営について配慮をする必要があるのではないか、一言そのことを述べておきたいと思ひます。

その次に、これからの少年自然の家の設置計画ですが、現在公立が、私どもの神奈川県にも三浦に、臨海学園少年自然の家の県立があります、全国でいいますと、市の公立の少年自然の家がどれくらいあるのか、それら公立を含めまして、国立の今後の設置計画を簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○永井国務大臣 公立少年自然の家は、現在活動いたしております、つまり動いておりますのが六十九ございます。で、国立少年自然の家は、現在計画をして進めていくとしておりますものが十二でございます。この十二というのを、全国の地図を見まして、そして先ほど申し上げましたように、広域圏でございまして、順次十二のものを建設していく。さしあたっては、まず来会計年度中に室戸に開所するわけでございまして、そのほか二カ所を来会計年度中に建設いたします。そしてあとの九つにつきましては、またこれも段階を設けてまして、創設準備を進めていくもの、それから調査を進めていくもの、さらに場所を選定するものというふうに段階別にいたしまして十二、それ

といま申し上げました六十九、それがお互いに補い合いながら発展していくようにと、こういう形で計画を進めている次第でございます。

○中略委員 計画の十二カ所の中で、その計画の内訳を見ますと、南関東区域と甲信越区域という二つが候補地未定ということの説明をいただいているわけですが、特にこの南関東と甲信越区域というのは、首都圏の子供たちにとっても、健康を守る上で早急に候補地を確保して、設置計画を進めなければならぬ地域だと私は思ひますが、この二つの地域が、まだ候補地も未定になっているというのはいささか事情なのか、どのようにこれから進めていかれるのか。私は、この点は設置計画を急ぐ必要があるというふうに考えるわけですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○永井国務大臣 これについては政府委員から答弁いたします。

○安養寺政府委員 ただいま南関東地域と甲信越地域の計画の実態の御質問がございましたが、実はこの該当地域にも県からこういう場所かどうかというふうな御要請はございまして、私どもの方で局外の御専門の方々にいろいろ調査をしていただいたのでございまして、まだ、そこに確定するにいろいろ条件のふぞろいがあるというところで、これは今後、そういうものを含めまして検討を急いでまいりたいと思っております。

○中略委員 私は、ぜひともこの二つの予定の地域は設置計画を急いで、やはり最も首都圏の中心のところですし、大気汚染にも苦しむ子供たちが多いところですから、進めていただきたい。特に設置については、地方自治体に不当な財政負担を負わせない。この問題については、すでに高知の室戸の問題で同僚の山原委員からこの前質疑をいたしましたから、私は要望だけにとどめておきたいと思ひます。

いまの問題と関連しまして、二、三具体的な問題で要望を含めてお話ししたいのですが、たとえば私がいます川崎市ですが、御存じのように、南部の方は公害病の認定地域になっております。五十

年の二月現在で政府の認定患者だけで二千二百八十三名という認定患者がおりますし、その中で公害病の認定を受けている義務教育の児童だけで四百七十九人、小学生が三百八十五名、中学生が九十四名。それから、この認定児童以外に、それに近い小児ぜんそくの症状、こういったものを持った子供は、病院、診療機関、医療機関の調査でも、この認定児童をはるかに上回る数が出ています。

いま川崎市では、この認定地域の小学校の四年、五年、六年と中学校の一年、合計一万二千人いますが、これを全員対象にしたグリーンスクールというのをやっているわけです。何泊か自然のあるところ、緑のあるところの、先ほど挙げました県立の自然の家とか、あるいは民家の休暇村、そういうところを借りてグリーンスクールというのをやっているわけです。私も一度このグリーンスクールの状態を、テレビで放映したことがあるので見ていたのですが、たとえば夜、女の子と男の子の児童が泊まっているまぐら元カブトムシがはう、そうすると男の子が、このカブトムシを持って川崎へ帰ろうかと言うと、女の子が川崎へ虫を持って帰ったら公害病で死んでしまうから、かわいそうだから持って帰るのはよそうというふうな対話がテレビに出ていて、こういう子供たちが自然に本心に親しむ問題、それから公害の恐ろしさ、そういうものを、子供のときから苦しんでいきますから痛感しているわけですが、地方自治体はこういう施策をやっているわけです。

いま公立の少年自然の家、今度は国立ができるわけですから、私はそこに、少なくとも国の方が認定をしている児童、五百人から近い児童が公害病認定にあるわけですから、こういう児童について優先的に、一定の期間こういう国立少年自然の家を利用する、あるいはできれば関係の省庁とも相談していただいて、その費用の何らかを補助するという形で、公害に対する施策としても、国の方でもこういう施策を考えてもらえないかどうか

かということについて、関係省庁とも相談もある
と思いますけれども、文部大臣の御意見を伺い
たいと思います。

○永井国務大臣 たいま御指摘がございました
ように、公害病が発生するような地区における子
供の問題というのは非常に重要であると思いま
す。でき得る限り、そういう子供を自然に接触さ
せるような場で教育、人間形成ができるというふ
うに当然取り計らうべきものと考えております。

したがって、御指摘がありましたように、
公害病認定地区の児童や生徒の利用というもの
につきましては、優先的にこれを取り計らうとい
うに配慮したいと考えております。

なお、利用の料金のことについてお尋ねがござ
いましたが、食費などを除きまして、そういう利
用の料金というものは徴収いたしませんという
方針で臨んでいるわけでございますので、それ
もつけ加えさせていただきます。

○中略委員 いま川崎の例でお話ししましたけ
れども、全国のこういう公害認定地域に学童が
いると思うのです。いま、そういう児童につ
いては優先的に取り扱い、費用についても、食費を除
いて徴収もしないというようなお話も幾つかありま
したが、ぜひとも、そういう点でひとつ具体的
な施策を進めていただきたいと思います。

もう一つの問題は、これは先日、大出議員が詳
しくお聞きになっていましたので、私、ダブ
る点は省略して御質問したいのですが、大出議員は、
鶴見の学校、老朽校舎の例でお話しになりました。
京浜地域といいますが、鶴見と川崎は一本の
線ですから、先日の大出議員の質問ともあ
わせて考えていただきたいと思います。いまの公害地
域の小学校、この中にまだ老朽校舎が幾
つもあるわけ

です。
一つ例で言いますと、公害の地域は、学校に
空気清浄器をつけるということになっていま
して、相当予算もつけて清浄器をつけてお
る。最近、その現状を聞いてみますと、校
舎の傷みがひどい

のですから、老朽校舎ですから、空気清浄器を
つけても、木造であつてはほとんど効率がな
い。ですから、せっかく国や地方自治体の方
で清浄器をつけるという施策をやつても、校
舎の方で効率がほとんど上げられないとい
う事態もあるわけ

です。
この点で、主として公害地区の老朽校舎改築
のための特別の処置をとりまして、できる
だけ早くこの地域の老朽校舎は改築するとい
うことで臨んでい
ますけれども、御存じのように、いまの地
方自治体の財政難の中では一
気に解決ができません。
川崎の南の方だけではなく、私が聞きました
ら、小学校四校、中学で三校が今年、五
十年で相当市の方で改築計画を進めてお
りますけれども、それでも、それ

もまだ後に残るといふような現状なわけ
です。
その事柄の中で、御存じのように、前
回は質問がありましたが、いまこの地
域は、いわゆる直下型地震の問題が大
きな、住民の皆さんの不安を呼んで、そ
して調べてみますと、この地震の避難地
は、南の方は防災避難帯もないです
から学校と、わずかの小さい公園が指
定されているだけのことです。いわゆる一
番最初に危ない、火災だとか地震に危
ないという老朽校舎のある学校が避難
地となつてい

るという現状にあるわけ
です。
私は、この問題について幾つか御質問
したいのですが、建設省の方に、ちよ
つとこれに関連して二、三お聞きし
ておきたいのですが、きのうもこれは分
科会で問題になったそうなのですが、川
崎市が地震対策等に関する緊急要請書
というのを提出しています。この中の第
一に挙げられているのが防災避難帯の問
題です。

先日、ある新聞にもこういう記事が
出ていました。この地震の問題、それ
から石油タンクの不等沈下の問題、こ
ういったことが表面化して、自治体や
住民が非常に不安に陥つてい
る。そこで、川崎市が今月の四日「震
災を最小限に食い止めるため、コンピ
ナートと市街地を断する安全対策をと
るよう、国に対して緊急申し入れを
した」ところが、京浜コンピナートに
断帯を建設する具体的なプランが、建
設省にも国土庁にもないこと

がわかり、地元を非常にあわてさせて
いる。全国で最大規模をもつ京浜コン
ピナートの防災体制のお粗末さが、は
しなくも暴露された。というよう
な新聞記事も出ています。いままで建
設省が中心で、これは南関東の大震
災対策の計画の調査として四十七年、
八年、川崎、横浜、横濱市に調査費
をつけて防災避難帯のことについて
の調査をいろいろやってこられたま
した。これについては、すでにこの調
査会から国の方へ報告書が上がつて
いると思ひますが、この報告とあ
わせて、四十九年三月に建設省の都
市局で「防災避難帯整備効果の分析
及び整備基本方針の検討」とい
う報告書、これにありますが、非
常に膨大な報告書ですが、出
ておるわけ

です。
私、この報告書を読ませていただき
ましたが、この中に非常に大事な点
がたくさん指摘をされておる。建設
省の都市局が三月にこれを提出され
ていますが、特にこの中では、この
防災避難帯が、地震というような突
発的に大災害を起こす可能性のある
事故、それから災害の危険性、これ
はもとより、慢性的にある公害の危
険性から都市住民の生命と生活を守
るという上でも最も重要なものだと
いうことを、皆さんの報告書でも指
摘をされています。そうしてたとえ
ば、この避難帯は五百メートルが一
番理想的なんだ、いま川崎の場合、狭
いところは三十メートルぐらいです
ね、住宅と学校とコンピナートが、そ
れを、どうしても離す必要があるとい
うことも述べられています。しかし、
これをやっていくのに一番の問題は、
いま防災といふことを目的にした事業
手法がないし、それを保証する法律も
ない、またしたがって、資金的な裏
づけも全くないということが書かれ
てあつて、こういう問題を解決しな
ければ、これだけの調査をやられた
わけですが、この具体化は絵にかいた
モチにすぎないということになつて
しまつてしまつてい

るわけ
です。
そこで、皆さんの報告でも書かれて
いるわけですが、これだけの作業をや
つてこられて、さて具体的に、この
避難帯の問題について、その構想に
ついてどのような

に進められようとしているのか、具
体化されようとしているのか、具体
的な計画といふものか、お考え、こ
れを出されてから一年近くなります
けれども、その進捗の状況、この点
について最初にお聞きしたいと思
います。

○森田政府委員 建設省におきま
しては、御指摘のとおり四十七年度、
四十八年度の二回にわたつて、震
災対策の調査を行つておられます
が、たいま御指摘の報告書は、その
四十八年度分であらうかと存じます。
そこで四十七年、八年にわたつて
調査いたしました。この防災避難帯
構想につきましては、都市環境の改
善といつた、いわゆる都市構造自体
の根本的な、あるいは恒久的と申
しますか、対策のモデルとして検討
したものでございます。したが
いまして、その実現に当たりまして
は、この報告書にも指摘されてお
りますが、防災避難帯整備につ
いての総合的な計画を、まず地方
公共団体を中心にして作成する必
要があるわけでござい

ます。
ので、そういう指導をいたします
とともに、当面におきましては、そ
ういう緊急を要するものにつ
きまして、しかも非常に可能性の
高いもの、こういうものにつきま
して検討いたしました。ただいま
地域防災計画という計画がござ
います。その中で、地方公共団体
が策定いたします防災対策の緊
急事業計画、これを定めるよう
に現在指導してまいつてお
ります。こういう地域防災計画
の中で、特に防災避難帯の構想
なども検討いたしまして、具
体的に実施できるものから事業
の推進を図つてまいりたい、か
ように考えております。

○中略委員 皆さんの報告の中
にも、自治体に対する国の協
力援助あるいは法制度の整備が、こ
れをやつていくのに必要不可欠だ
といふふうな述べておられるわけ
ですね。いまの自治体の現状では、
平常時の都市施設の整備だけで手
いっぱいであり、ましてや、こ
ういふような問題を具体的に進め

ということになれば、国の方の対策が強く求められていくわけですね。

建設省の試算でも、新聞によりますと、緩衝の緑地帯をつくるのに着工から平均五年はかかる、国が急いで着工しないと地震との競争に間に合わない、私がお聞きしているのは、地方自治体の防災の施策をいまいろい進めさせようということについて協力していくというお話ですけれども、皆さん自身が述べられている報告、この報告に基づいて国として、建設省として、どのように具体的にこれからこの構想を進めていくかというふうにお考えになっているのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

○森田政府委員 この報告書の中に出ております防災遮断帯の整備計画でございますけれども、御案内のように、コンビナートと一般市街地との間に安全空間をつくるというのが考え方の基本で、その幅は最低が三百メートル、基本的には五百メートル以上であるというお話でございます。しかもその中には空地帯、樹木帯、樹林帯でございますと、都市施設帯を設けて、その中にいろいろの施設、あるいは空地もいたしますけれども、盛土施設、あるいは場合によりましては住居、それから安全な工場、それから地帯によりましては、人が住んでもいいという地帯もございますので、そういう地域を幅五百メートル以上でつくって、そういう事業でございます、これにつきまして、そういう期間も長期、あるいは膨大な費用もかかりますけれども、まず、その前に各種の問題点がございまして、それは報告書の方にも、いろいろ指摘されておりますけれども、現在その問題点をいろいろと検討しているという段階でございます。

○中路委員 その問題点というのは、どういう問題があるのか、もう少し具体的に……

○森田政府委員 問題点は幾つかございまして、防犯遮断帯の整備は、コンビナート自体の安全化と市街地側の都市整備というのが協調的に推進される必要がある。防災遮断帯の整備計画範囲というものは、やはり工業サイドの計画と都市計画サイドの両面から検討する必要があるというのが一つでございます。

それから二番目には、防災遮断帯につきまして、これは非常に広範囲にわたっております。そのために、その中にさまざまな地区が含まれておるわけでございます。したがって、その計画に当たりましては、防災遮断帯の最終的なビジョンを提示いたしまして、それに至る計画の段階をまず示す必要がある。このように防災遮断帯の計画の中には、長期的な要素と緊急的に整備しなければならぬというのと両面含まれておるわけでございます。したがって当面は、可能性のあるものから事業を推進していく必要がある。

三番目は、防災遮断帯のうち緊急に整備を要するものにつきましては、いわゆる既存の事業手法、たとえば都市公園事業でありますとか市街地再開発事業でありますとか、そういう各種の既存の手法の活用によって対処していくものである。しかしながら、これらの諸事業を一体的に推進するためには、やはり地方公共団体が中心になりまして、総合的な計画を策定しまして、実現に向けて対応する必要がある。さらに、地方公共団体が防災遮断帯整備を進めるに当たりましては、財源の確保等について国の協力が必要である。

以上のような問題点がございまして、そのために指摘されておりますのは、たとえば震災対策緊急整備地区の指定をどうするか、あるいは計画推進主体の確立をどうするか、あるいは京浜臨海部長期ビジョンの確立をどうしようかというところ、あるいは個々の事業計画の作成をどうするか、あるいは財源の確保の問題、さらに防災遮断帯の基礎的研究を推進していくという今後の課題をいたしておるわけでございます。したがって、それらにつきましては現在検討いたしておりますが、たとえば第一点の震災対策緊急整備地区というものを指定したらどうかという

ことにつきましては、関係各省の震災対策の総合的な施策にわたりますので、これは現在検討いたしております。しかしながら、私どもとしましては、現在の地域防災計画の中で考えております防災対策緊急事業計画という中でむしろ緊急整備地区を指定する、これを公共団体と国が協力しまして、その中で必要な事業を実施してまいりたいということではなからうかと思っております。

それから、計画推進主体の確立という課題をこの中で提案しておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、地域防災計画というものを公共団体が立案する立場にありますし、もちろん事業の実施につきましても公共団体がその立場にある、それが中心になりまして、国としてもこれに積極的協力してまいりたいというところでございます。

それから、長期ビジョンを確立したらどうか。これは当然、こういう都市の構造の基本にかかわりますような防災遮断帯等につきましては、やはり全体の長期ビジョンがまず必要ではなからうか。それにいたしまして、事業を実施する場合には、各種の事業、都市公園事業あるいは街路事業、市街地再開発事業、各般の都市計画事業がございまして、そういうものの事業を適切に選択しまして、もちろんこれは、地元公共団体並びに地元の方の御意見も聞いてまいりますけれども、適切に事業の種類を選択いたしまして、さらに、それを組み合わせることにによりまして、総合的な計画で事業を実施してまいりたい。

それから、財源の確保につきましては、これは、まだ防災遮断帯自体の計画が確定しておりませんので、所要資金につきましては計算してございせんけれども、何せ構想としましては、五百メートル以上で十数キロに及ぶということでございますので、もし必要があれば、今後の大きな検討課題にならうか、こういうふうに考えております。以上が問題点と現在検討しております段階であります。

○中路委員 結局この遮断帯の問題では、まだ具

体化が進められていないわけですね。だから、たとえば横浜市の災害対策室長ですか、新聞に書いていますけれども、京浜工業地帯に地震の起こる可能性があるという中で、国が率先して遮断帯問題を含めた施策に当たってもらわなければいけないというのに、まだ具体的にこれを進めていく構想がない、遮断帯についての構想を、まだ国が具体案を持っていないということについて、非常に強い不満を新聞の談話でも出していますし、川崎市も市が独自でいろいろ防災計画を進めておりますけれども、特別なそういうためのお金もない、四百六十七施設も危険物があるというコンビナートの対策というものは、地方自治体だけではとても手に負えないのだ、国がぜひともこの問題に乗り出してほしいのだということも言っているわけですね。

しかも、これが出されてからあと、いわゆる去年の暮れ、直下型地震の可能性という地震予知会の報告が出ています。こういう新たな事象の中で市民の間では非常に不安が高まっている。だからいま、川崎市は各区単位に地震問題の説明会をやっています。川崎市は各区の中心の説明会には、普通の日の市民に向けた市の説明会で二千人から集まっているんですね。会場に入り切れない。そういう中でいろいろ質問も出ていますけれども、一番問題になっているのは、そこで遮断帯の計画が非常に注目されている、住民の安全を基本に一日も早くこの対策に移ってほしいという要求が高まっているわけですね。

いま言いましたように、避難場所というのは老朽の小学校、そして小さい公園しかない。人口は、この南の方だけでも二十二万の人口がいるわけですね。ですから、新たな直下型地震の可能性という状況が発表されてから、皆さんのこの報告について、直下型地震との関係でさらに私は対策も急ぐ必要があるし、この構想自身もさらに具体的に直しの検討も必要ではないかと思うのですが、こういう問題は、昨年暮れ、地震予知会が発表になってから以後、さらに検討を進められるという

ことはやられてきたわけですか。

○森田政府委員 私どもといたしましては、この報告書、これはもちろん検討してまいりますが、とりあえずは先ほど申し上げましたように、防災対策緊急事業計画というものを、三大都市圏でございませうけれども、特に急ぎます各地域について相談しながら、現在その計画を早くつくるように地方公共団体と打ち合わせ中でございます。

そういうことを現在やってまいっております。それが決まると、その中でおのずから緊急に整備すべき地域、その中で行われるべき事業の種類、そういう具体策が決まっておりますので、それについて積極的に国としましては地方団体と一緒に取り組みまして、事業実施を図ってまいりたい、こういうふうな段階でございませう。

○中路委員 御答弁を聞いていても、これは緊急を要する問題なんですね。だから私は、もつと國の方が、各地方自治体からも住民の皆さんからも要望されている問題について、これを具体的に進行していくということが、関係の省庁との相談も必要でしょうけれども必要である。

皆さんの報告の中でお尋ねしますけれども、こういうところがありますね。これを進めていくのに、特に企業に対する安全化対策事業への補助、融資あるいは企業からの負担金あるいは国からの補助金、こういうものによるたとえば事業団の設立の問題を、一つの案として、この事業実施の主体として提起をされている。また、これをもっていくためには、特別立法が必要だということも述べておられるわけですね。川崎市のこの要望書の中で、この防災避難帯等を進めるための防災上の重要整備区域にこういう地域を指定して、緊急に整備されるよう、特別法の制定をやってほしいという要望も、この中で述べているわけですが、皆さんの報告の中でも、こういう処置をとらなければ、なかなか具体的にこの構想は進まないということも指摘をして、絵にかいたもちだということとを皆さん自身の報告の中で述べられておられるわけですが、こういう問題について、今後早急に検討

されるおつもりなのかどうか、そのあたりをもう少しお聞きしたいと思ひます。

○森田政府委員 先ほど申し上げましたように、防災対策の緊急整備事業計画というもののの中で、川崎、横浜におきます防災避難帯の構想も、当然地元市町村を含めまして検討してまいります。ですから、この段階の検討事項にならうと思ひます。

○中路委員 もう一度念を押しておきますけれども、皆さんの報告にも、この防災避難帯の問題について、先ほど言いましたように、財源が必要だということも言っていますし、法体系を整える必要がある、特別立法の必要性も強調しているわけですね。そういう点について検討に入るべきだと私は思うのですが、今後やはり国の責任を回避するわけにいかない。対策について地方自治体にのみこれをかぶせるわけにいかない。だからひとつ、国としてこういう財源の問題あるいはそのための特別立法の問題、皆さん自身の報告書でも強調しているし、あるいは地域の関係の自治体からも強く要望が出ている問題について、今後具体的に検討をしていくという皆さんの考えなのかどうか。また、どういふふうな検討していくかということ、まだ具体的なプランをお持ちでないと思ひますけれども、しかし、こういう問題について至急検討しなければならぬし、また検討していくのだ、この構想について前へ進めていくのだというお考えなのかどうか、この点は念を押して私、聞いておきたい。

○森田政府委員 再々お答え申し上げますが、現在、三大都市圏につきまして、地域防災計画の二環とします防災対策緊急事業計画というもののにつきまして、地元関係公共団体と国との間で詰めておりますが、それは防災避難帯だけの問題ではございませう、もちろん、もつと都市全体から見まして、防災あるいは震災を含めまして緊急に事業を施行しなければならぬという地区なり計画なりというものを煮詰めてまいります。その中で当然、この報告書にございます問題も検討されてまいることでございます。

○中路委員 この問題、もう少し私、別の機会に結めてお聞きしたいと思つておりますが、少なくとも皆さんが、都市局でこれだけ膨大な報告書をつくられているわけですね。私、きょう言っているのは、皆さんの報告の中で指摘をしている問題です。そうですね。皆さんが指摘をされていて、指摘している点がやらなかったら絵にかいたもちになる、そう皆さん自身が言っておられる。私は絵にかいたもちにならないように——しかもその後、こういう直下型地震というふうな、この報告書が出された後、問題も出てきて、特に避難帯を中心としたこの防災対策については強い要望に

なっているわけですね。きのうの新聞の報道ですと、金丸国土庁長官は、特別立法の問題も含めて検討していこうというお話も新聞報道でされていくわけですね。だからひとつ、主体になる建設省自身が、そういう問題について今後検討していくこととでなければならぬと、ばらになっていくわけですね。私は、その点をお聞きをされているのであつて、具体的な内容までお聞きをされているんじゃないんです。皆さんが指摘されて、これが具体化しなければ絵にかいたもちになつてしまふというお話だから、その点についてやはり今後急いで検討していくのだという姿勢なのかどうかというところをお聞きしているわけなんです。その点もう一度、最後に念を押したいのですけれども……

○森田政府委員 この調査は四十七年、四十八年二カ年にわたりましたものでございませう。したがって、その時点でいろいろなモデルとしましてこういう構想が出ております。ただ最近いろいろ問題が起つておりますので、これを踏まえまして、もつと広く各三大都市圏の市街地のことも聞きまして、いわゆる防災対策緊急事業計画を定めよう、こうしておられるわけでございます。だから、その中におきまして当然こういう問題も検討される、こういうふうな考えでございます。

○中路委員 きょうは時間も限られていますから、これ以上あれしませんが、私は、直接建設省の関係とは別ですけれども、大臣にお伺いしたいのです。いま若干質疑をお聞きになったと思ひますけれども、この地域の防災問題というのは緊急を要するわけですね。しかもその中には、先ほど言いましたように、小中学校が避難場所になつていない。それも老朽校舎で、まだ最終的に解決していないということですから、一つは老朽校舎——国の補助はどのくらいなんです。しかし県が優先順位等を決めることになつておりますから、国と県と、あるいは市と十分話し合つていただいて、大出委員も質問しました鶴見を含めまして、この京浜地域における避難場所として指定されている学校校舎、あるいは先ほど言いましたように、公害問題から見ても、空気清浄器をつけても老朽のままで効果がないというところから、この老朽校舎、この解消については、ひとつ関係の自治体とも相談をしていただいて、これができれば早く解決できるように御相談をしていただきたいというのが一点。

もう一つは、これは学校の校舎の問題、児童の災害防止の問題を含めまして先ほどから御質問しておられますこの地域において、国が特別の財源も保証し、あるいは特別立法も検討して、災害問題についての対策を、ひとつ関係会議の中でも相談をしていただいて、具体的に推進をしてほしいということ、この問題は直接の担当とは違ふわけですが、せつかく質疑を聞いていただいた関係もありませうので、最後に御意見を伺ひしておきたいと思ひます。

○永井国務大臣 この神奈川県川崎、それから先般、大出委員が御質問の中で提起されました鶴見、こういう地区の学校の校舎の問題は、もちろん防災の点も大事でございますが、他方、公害の地域でもございませうから、そういう両方の角度から考えていかなければならぬ。公害につきましては、これはもう御案内のとおりでございますが、全国を六つの地域に順次分けまして、第一次地域というのは千葉・市原、それ

から水島、四日市、それから神奈川県というの第二次地域に入っておりまして、昭和四十四年以來の調査がございまして、昭和四十六年と思ひますが、計画策定指示というのがございまして、四十七年の十二月に指定されているわけです。

そういう意味もございまして、もちろん神奈川県というの非常に重要な地域、注目しなければいけない地域というところを進んでおりますから、われわれの方も、そういうことで自治体と話し合いながら公害の問題を考えていく。

他方、防災の問題につきましても、これは重要でございまして、自治体と話し合いながら、また関係各省と協力をいたしまして、でき得る限り防災、公害の両面から望ましい状態に進んでいきますように努力いたしたいと考えております。

○中略委員 これで終わりますが、地元の皆さんから私、直接聞いた意見なので、ちょっと大臣に伝えておきたいのですが、先日、永田町小学校で、忙しい中、大臣が訪ねられた記事が写真入りで新聞に出ていました。子供たちに、青空の心を持ってというお話をされたのが記事に出ていて、私のところへある婦人から、現地を文部大臣に見ていただくというのは非常にいいことだ、青空の心といつても、公害地域では空自身が青空じゃない、まだ澄んでいない、そういう中で、いわゆる自分の責任じゃなくて公害病で苦しむ学童が何百人といる、しかも、いま言いましたように老朽校舎で、施策をやってもなかなか効果が無いというところから、できれば暇を見て、時間を見て、そういう地域の現状をよく知っていただきたいというようなことを伝えてほしいという話がありましたので、終わりに、そのことを一つ紹介させていただいて質問を終わりたいと思ふのですが、せっかく要望があった問題ですから、一言、大臣の方からもその点についてのお話を聞いて、質問を終わりたいと思ひます。

○永井国務大臣 実は、いまのようなことも承りましたので、この間の日曜日、学校は閉まっておりましてけれども、鶴見に行つてまいりました。

本当に空気が悪いということに改めて痛感いたしました。日曜日に時間があつたものですから行つたのですが、やはり学校が開いているときに、でき得る限り、ほかの仕事もございましてなかなか忙しいですが、学校はできるだけ見させていたたくという心構えでおりますので、その気持ちを申し上げておきたいと思ひます。

○中略委員 終わります。

○尾田委員長 受田新吉君。

○受田委員 永井先生が民間人の中から選ばれて三木内閣の国務大臣になられたということは、非常に清新の血をたぎらせた意味で私も歓迎します。また一方では、永井文部大臣には非常に使命の重さが、自民党員である国会議員になるよりも、変わった意味で振りがかかつておられることおわかりのとおりでありまして、国民の期待にこたえて、りっぱな文部行政を長官としてやっていただきたいと要望させていただきます。

そこで永井先生、あなたは文部大臣になられた瞬間に、文部省という役所を、文教とかいろいろとあるが、大宝律令の中に出た式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵などという旧式の名称が用いられていることに對して、素直にどういふ感じをお持ちになられたか、御答弁を願ひます。

○永井国務大臣 私は、保守的なところもございまして、わが国の古くから用いられている言葉、それが非常によい意味合いを持っている場合は、もちろんこれを維持していくことが大事である。ただ、その言葉といふものに余り規定されまして、そうして時代の変化といふものに即応しないような硬直化現象が起こるとこれは困りますが、しかし文部省の場合、私の部屋に森有禮文部大臣の非常になりつぱな教えの言葉がかかつております。他省のことを比較するのでなく、文部省は文教に向けて全力を挙げて働け、といふ非常に厳しい言葉がありまして、まさにそれは、文部省の発足当時のきわめて決然たる意思を表明したものでありまして、身の引き締まる思いがいたします。私は、微力ではありますが、そのような非常にりっぱな

先人と比肩し得ることはなかなかないのでございしますが、しかし、そういう意味合いにおきまして、これは世界的に見ても、わが国の文部省といふものの明治初年における非常にりっぱな建設の努力といふものは高く評価されておりますから、時代は移りまして、それから約一世紀を経ましたが、微力ながら、その気持ちで、時代に対応しながら文部省の本來きわめて意欲的な精神といふものを生かしたい、こう考えております。

○受田委員 国会は衆参両院とも、担当委員会は文教委員会ということになっております。文化教育を担当するといふ意味でそうなっております。文部といふいまの御発言でちよつと私、釈然とせぬところがあるのですが、古い歴史と伝統を重んじて文部といふ名称を肯定されておられるのですか、どうですか。

○永井国務大臣 私がいま申し上げました意味合いは、もちろん文教ですね、文化、教育、こういうものの、さらにまた學術といふものも、われわれの役所の所管でございしますが、いま申し上げましたように、この文部といふ言葉を明治の初期に使つておりましたが、しかしそのときから、文化、學術、教育といふものを推進しようといふ意味合いで明治の初期に使つておりました、また相当の成績を上げたといふことは、世界的にも認められていることとありますから、私は言葉それ自体といふものは、やはり歴史的に評価すべきものだ、そういう意味合いにおいて使われた文部といふ言葉の意味を今日、積極的に生かして文教を進めていきたい、こう思つておられるわけです。

○受田委員 国家行政組織法に並んである各省名、各省庁の名称、かつて司法省と言われたのは、大宝律令になつて、司法は法務と変わりました。それから通信は、明治以來できたのが郵政と変わつておられるのです。文部といふと、何か文化財の、過去のどこかに始末してあつた、倉庫の中から出した名称のような印象をお受けにならないかどうか。それになつておると、文部省の官僚の皆さんも、おれは文部官僚だと自負して、名は体を

あらわすで、自分の看板のことに一向気がつかないでいる。あなたは、そこへ清新な立場で入つてこられた官僚でありますから、称名についてもちよつと検討する必要があるかといふような感覚をお持ちになつてしかるべきではないかと思ふのでございします。御見解を伺ひたいのです。

これは余り事前に通告しておくと、非常に巧んだ御答弁になるので、ばつと質問が出るのにも味があるのです、大変失礼であつたのですが……。

○永井国務大臣 私、受田先生のお気持ちが非常によくわかります。多分、私自身も、そのお気持ちの相当部分を同じくしていると思ひます。

要するに文教、これは非常に大事でございします。これは私、全くその気持ちで仕事をいたしておりますが、ほかに外務、大蔵といふものも、これはなかなか古い呼称でございしますが、しかし呼称といふものが古くても、実質が新しくいふことも可能なのではないか。

私、就任以來二ヵ月強でございしますが、実はその間、実質的にこの文部という役所の内容をきわめて意欲的なものにしようといふことに微力ながら心を配つてまいりましたが、実は名称の変更といふことは、さほど考えてまいりませんでした。しかし気持ちの上で、先生のおっしゃることには、まことに共感するところがありますから、一層、実質におきまして文教行政の推進といふものはかつていかなければならない。

文部省の官僚といふ言葉がございましたが、実は私は、もちろん文部省の官僚の方々と一緒に仕事をしていますので、いろいろな学校を出られて、文部省に來られるときには、青雲の志を抱いてわが国の文教の改革、刷新といふことを考えておられるわけなんです。それがいろいろ社会、歴史の変化の中で、人必ずしも常に志を得るものではございませんから、社会においていろいろの批判もありましようが、私は、文部省に参りました以上、文部省内におきまして、これまた對話と協調をいたしまして、そして文部省の方々とともに本當に文教の意欲ある刷新、そういう

気持ちで進んでいきますならば、いわゆる文部官僚という、いまお言葉の中にいわばきわめて肯定的ならざる要素もあったと思いますが、しかしこれは、十分にその方々のこれまでの意欲、経歴というものを生かして、先生の御精神に沿ひ得るものと確信いたしております。

○受田委員 文部を正式に音訓読みに正しく読むのは、モンブがよいのかブンブがよいのか、そういう文化教育ということになれば、ブンブという発音をすべきではないのか。モンブと発音する理由を説明願います。これは大臣でない方がよいでしょう。

○永井國務大臣 政府委員の方にお答え願うのがよろしいかと思ひます。

○清水政府委員 いまの受田委員の御質問にお答えする能力もございませんが、これは歴史的な音訓の読み方で踏襲してまいっておる、かように考へております。

○受田委員 これは非常に大事な問題でございすから、御研究を願ひたい点でございすますが、これ以上追及しません。

次に三木内閣もこの教育を前面に打ち出され、文化教育を國政の柱石にされようとしておられ、それに対して永井文部大臣を起用されたと本会議でも説明をしておられる。それからあなた御自身も、所信表明の中で意欲的な六つの柱、中心の御意見の表明がありました。一々肯定をされております。

そこで、精神的なものの物質的なもの、いずれもその調和をはかつて國政の発展に寄与させねばならぬのですが、物づくり、経済面とそれから人づくり、そうした文化教育面とこういうものを、バランスをとらなければならぬわけですね。その意味から言つて、いまの政府の行き方は、経済というもののへとかく力を入れて、人づくりに比重が下がってきたという過去のそりを少しでも是正しようという努力はわかるのですが、しかし結果は、依然として人づくりの方が下位に立つております。それは国会の冒頭の所信表明、施政演説にもこれ

をうかがうことができるので、総理大臣の演説の後には外務大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官の演説がありすが、文部大臣の演説がないのです。人づくりを大切にするならば、当然文部大臣の演説をやつてしかるべきである。

この国会冒頭の政府の施政演説というものは、名は体をあらわす、やつぱり。ですから、物に力を入れて大蔵大臣と経済企画庁長官という二人の経済関係に演説させておる。しかし、これは一人でいいです。経企庁長官などはやめて、大蔵大臣にして、大蔵申しわけないが経企はやめてくれ、永井君、君に文部演説をやつてもらおうと三木総理が言うてくれるぐらいの総理の感覚があつてしかるべきだ。こうして得がたい人材を文部大臣に迎えた機会に、永井文部大臣の施政演説を私、聞きたかつたのです。

閣僚の地位につかれて以来、内閣の清新な運営というものを考えるときに、物づくりの大臣の演説ばかりを聞いて、人づくりの大臣の演説が聞けないというさびしさをしみじみと感じてゐるのですが、非常に清新なお気持ちで閣僚に御就任になつた文部大臣として、私のいま申し上げてゐる見解に対して、どう御意見をお持ちか御答弁を願ひたいと思ひます。

○永井國務大臣 私、文部大臣に就任いたしましたから、国会におきまして質問の数が多いことに非常に感謝をいたしております。といひますのは、御質問が多ければまた私はそれに対して熱心に答へる。それは国会議員の方にお答えしてゐるわけでありすが、しかし国会議員の方は国民の代表でございすので、お答えすることによつて、国民の方々に私の立場というものを表明する機会をお与へたいに思ひます。ことに感謝してゐるわけでありす。

所信表明演説の場合に、文部大臣が登壇した方がよろしいかどうかという問題につきましては、これは総理大臣が非常に教育問題というものを重視されましたから、その問題に触れられることについて、閣議におきましても意見を交換いたしました

したし、相当部分を教育問題に触れていただきましてから、それで意見というものを表明する、そして私自身は、それ以後、いま申し上げましたような形で、いろいろな討論の場におきまして私の考えをお述べするというようなことでもやりましてしたので、こういうことでいままでも来たやり方というものは、一応それでいいのではないかと、今後だんだんに実績を生むことができたならば、また将来は、どういう方法をやつたらいいか、こういうことは検討していった方がいいと思ひますが、根本におきまして、先生がおつしやいましたように、物をつくるということだけでは、社会はとも問題の解決ができませんで、人づくりが第一だということとは、お説のとおりでありますから、その根本的な精神に基づきまして、そういう国会の問題だけでなく各般の問題に対して対処いたしたい、かように考えます。

○受田委員 いろいろとお立場もありますから、私、これ以上お尋ねをしません。私の気持ちは総理にも適当な時期に伝へます。前の総理には私、猛烈に伝へておいたのです。ところが、やはり物づくりの方へ熱中されてこれたのですけれど、私は三木さんも、田中さんのやられたことの中で人づくりを少し——田中さんもやはり人づくりを非常に提唱されたのです、本会議の施政演説を承つても。現に初中教育に力点を置き、人確法など歴代の総理が言われなかつたことをすばつとやられた。海外に教員の派遣などということは英断です、これは。けれども、ついに施政演説に文教担当の國務大臣を登壇せしめることをようせなかつた。三木さんにも、これをひとつ提唱したいと思つておつて、これは文部大臣には、いつか私、ちよつと申し上げたことがありますが、そのチャンスはまだ失つておるのですが、施政演説というものは、国民に大変な影響を与える演説なんでありまして、そこで国民に向けて、政府は文教を大事にしておるぞという印象を与える上から、國政の柱に人づくりを大きく掲げたなということになれば、経済関係の一人を省いて文部大臣をこれに充

当させるといふ施策が要る。閣内においても、そのことをむしろ勇氣を持つて文部大臣が提唱されてしかるべきだ、こう思ひますので、次の演説の機会が到来することを期待申し上げて、この次の演説のときには、お互いがまた国民の洗礼を受けておるかもしれませんが、文部大臣は引き続き文部大臣として御在任であると思ひますので、勇氣を持つて閣内で主張していただく。人づくりの根源を叫ぶ内閣としては、まず国民向けの政府演説の中へ文部大臣の演説を入れるということを要求されてしかるべきであると思ひます。

次に、この文部省設置法の改正案に移るのですけれども、少年自然の家というこの少年という言葉と青年という言葉は、年齢的にはどこに境界があるのか、明確に示していただきたいと思ひます。

○永井國務大臣 政府委員から答弁させます。

○安養寺政府委員 法令的に格別決めたわけではございませんが、少年は義務教育就学中の児童、生徒、青年は高等学校、大学もしくは、勤労青年としてその年齢層に該当する者、これらを一応文部省では考へております。

○受田委員 そうすると、大体十五歳以下ということですね。

○安養寺政府委員 少年につきましては、さうでございます。

○受田委員 そうすると、十五歳から通常成年に達する、民法第三条に規定されている成年、成人という限界論を申し上げたいのですが、少年法という法律がいま十八歳か二十歳かで議論されてゐる、そういう少年法という法律があるわけですね。少年という名称を用いた法律があるにもかかわらず、少年法の適用を受ける中で十五歳以下義務教育までの者がおれたちの少年で、それから少年法で言つてゐる十五歳以上の分はおれたちの対象じゃない、これは限界論で奇妙な矛盾があると思ひますが、いかがでしょう。これは事務当局で結構です。

○安養寺政府委員 私どもの社会教育の關係の教育施設の活動のあり方でございすが、在来から

もそうでございますが、特に最近、学校教育と社会教育との連関ということの重要性というものが指摘されておりました、そういう関連から申しまして、少年自然の家は、義務教育に在学する子供たちが、少年自然の家というような社会的施設において、学校教育との関連において学校の教育活動とそで営むという点に重点を置いていられるものでございますから、われわれの角度から一応少年というものをそういう立場から取り上げるといふような考え方をしておるわけでありまして、

○受田委員 文部省と同時に青少年対策本部の次長さんにきょうはおいでいただいておりますが、青少年対策本部は、青少年を一括して看板を掲げておるのですが、その年齢的な区別、限界というようなものについては、少年はどこまで、青年はどこまでということとは全然考えないでおるのか、あるいは文部省のような意見で十五歳まではわしの方の少年の対象、青年はそれ以上、青年はそれからどこまでが青年となるか、二十五か六か、結婚しない者は三十歳まで青年と称しておるものもあるわけだが、そういうものはどうなっておりますか。

○吉里政府委員 ただいま文部省の政府委員からお答え申し上げましたが、大体の傾向としてはそういうことでございますが、私の方の施策を通じて中心を置いておりますのは、十四、五歳から二十五、六歳までということでございます。ただし、土俵といたしましては、幼少時あるいは上の方は、これは各国によって違いますけれども、ほぼ二十五、六歳、二十七、八歳ぐらいまでのところが、私どもの対象になるという感じ方をしております。

○受田委員 要するに、非常にあいまいになってきておるわけですね。二十五、六歳、二十七、八歳というところになると非常にあいまいなんです。文部省は青年の家は、何歳までを対象にしておるのですか。

○安養寺政府委員 おおむね二十五、六歳というように感じて運営を實際いたしております。

○受田委員 青年の船とか東南アジア青年の船とかいう、外国へも出かける青年のための制度もあるわけですが、それに乗る青年の最高年齢は幾つになっておりますか。

○吉里政府委員 従来、青年の船には十八、九歳から二十五歳まで、こういうことで一応の締めをいたしておりました。新しくできました東南アジア青年の船、第一回をこしやりましたのが、これは、いわゆるASEAN五カ国とのいろいろな協議をいたしまして、十八から三十までという原則で乗せております。ということは、シンガポールあるいはフィリピン等々は三十ぐらいまで、大体青年の指導者を含まして、そこら辺に置いておられますものから、協議をいたしましてそのようなことになっております。

○受田委員 外国の青少年の受け入れ体制も、もうすでに着手しておられる。そういう外国の青少年というのは、受け入れる場合に一体どのくらいの年齢になっておりますか。

○吉里政府委員 これも事業ごとによって違いはありますが、先ほど申し上げたのは、青年の船による受け入れも、実はその中に約四十名ほど行き帰り乗せてきておりますが、その年齢は先ほど申し上げたようなことでございます。

それから飛行機によりまして外国人の青年の招致というのがございますが、これも大体二十五、六が中心でございますが、三十歳程度の者が若干入ってきております。

○受田委員 私は、日本の将来を支える青少年の育成、これが国政の中核でなければならぬのでございまして、人づくりの根幹は、これからの将来を背負う青少年に中心を置く、これは、もう当然のことではございますが、いまの年齢的な限界が、ちょっとあいまいもこととしていえるようなわけで、文部省は十五歳まで義務教育、それから青少年対策本部は十八歳から上ぐらいます、こういうような青少年対策本部と文部省との間はちよっとずれがある。

総理府に青少年対策本部があります。機構として

て総理府設置法に掲げてある。その本部は総理大臣がやっている。副本部長は総務長官が担当している、また、その全体を統括する事務責任者は、いま次長さんがやっておられる、こういうようなことになる。そして文部省との関係は、青少年問題の総合調整を対策本部がやる。その中で、こういうことをやってはどうかということ、文部省へいろいろと建議するのがあるいは要請するの、その間の連絡事務というのは、どういふふうになっておりますか。

○吉里政府委員 私の方の本部の組織は、いま御案内のとおりでございますが、副本部長は総務、副本部長が総務長官、次長が私、こういうことでございまして、私の方の本部に青少年問題審議会というのがございます。これは茅先生が会長でございますが、その事務的な各省との連絡調整の意味も含みまして、各省の局長クラスを幹事にいたしておられます。そのほかに私の手で、関係の省庁が多々ございまして、事務連絡の連絡課長会議というのを持っております。その組織を通じて、私の方が青少年問題審議会の答申あるいは建議を受けまして、あるいはわれわれ自身が建議もいたすことがございますけれども、そのわれわれの希望なりあるいは調整の方針を、先ほど申し上げました事務担当の会議あるいは直接に私が担当の局長のところへ出向きましてお話を申し上げて、これをやってくれということもあつて得ることでございます。

なお、一般的に言いまして、たとえば五十年度の予算編成の概算要求の前に、青少年対策本部として、審議会の御意向も受けまして、明年度の要求としましてはこういうところに重点を置いてほしい。それからもう一つは、最終的な予算の大詰めの段階で、私の方の副本部長、総理でございますが、審議会の会長が副本部長たる総理のところに出向きまして、本部としましての青少年対策の重点をお話し申し上げ、御意見を交換しております。

○受田委員 そうした機構上の分担というものを

明確に聞いてきたわけですが、せつかく青少年対策本部ができたのです。そして吉里さんがいま現にその次長でいらっしゃる。事務局の責任者でいらっしゃる。そして吉里先生も、もともと文部省におられたわけなんです。いまあなたは、先礼ですけれども、指定職になっておられるか、どうです。

○吉里政府委員 指定職になっております。

○受田委員 そこで文部官邸でいらっしゃった吉里先生が、指定職ということで文部省の局長と同格でいらっしゃる。だから、その間で総合調整をする機能を発揮するポストにおられるわけでありまして、文部省の局長さんたちとの間でなれ合い的なものがあつてはいけないうわけですよ。油断するとなれ合いになる。総合調整の機能を発揮する人らしく、そのポストにおられる立場で注文もつける、ときどきは文句も言うぐらいにやっていたらいいからでございます。いま安養寺先生が社会教育局長をしておられる。昔の仲間だから適当にやっておこうやといううなことをしないではない。びしとやる。

そこで少年自然の家、自然に親しませるところが青年の家とちよつと性格が違う。団体訓練と自然に親しむということと違うのですが、いまのように十八歳以上ぐらいたつとも考えておられる青少年対策本部としては、この少年自然の家の方は余りタッチしないで済むのですか。

○吉里政府委員 これは実は、私の方の方針として、従来どちらかといひますと、青年に偏ったくらいでありまして、少年関係の施策が各省を通じてウイークであることを痛感いたしておりました。五十年度の施策を各省が立てる場合にも、いま御指摘の少年自然の家等につきましては、わが本部としても十分推進をしたい、またぜひ、これの運営よろしきを得てもらいたいということで応援をしておるわけでございます。関係がないわけではなくて、非常に重大な関心を持っております。

○受田委員 そうすると、今回の法律案に直接関

係があるということになるわけですね。

そこで、ではお伺いしますが、青少年対策本部は、どちらかというところ、青年の方へ力点を置く機能を發揮している役所の印象を私は今まで受けておったのです。重大な関心を持っておるといふと、義務教育の課程の小学校へ入ったときから、青少年対策本部は比重を同じにして、青年と義務教育の子と同じようにやる対策本部ということになるわけですか。

○吉里政府委員 総理府にございます青少年対策本部あるいは審議会におきましても、従来どちらかといいますと、ボランティア活動あるいは社会教育活動に目を向けてまいったことは事実でございます。教育、特に義務教育段階以下の学校教育につきましても、文部省が専管をいたして、十分社会の情勢その他を把握しまして施策を講じていらしたわけでございますから、その点について余り審議会として、あるいは私の方として細かいことを申し上げたことはございませんでした。ただし、現在のいろいろな状況を考えますと、ここ一、二年の情勢から、私どもの方の審議会におきましても、たとえば在学児童生徒の活動、学校教育あるいは校外における活動が非常に大事であるということも認識して、文部省にもお話し申し上げたわけでございますが、文部省の方でも、社会教育審議会の方で、在学児童生徒の活動につきましても、学校教育と社会教育との連携とかいろいろなことを御研究いただきまして、施策も講じていらっしゃるわけでございます。

○受田委員 文部省へ質問を移しますが、学校というものは一体何を教えるところかという疑問も、一つ掘り下げて言えは起るわけですが、それども、それは本格的な質疑というのではなくて、学校だけで子供が成長するような感覚が社会にまだある、それを是正するためには、義務教育の過程の子供も社会教育に親しまなければいけないのです。だから、学校だけに任せして、家庭も社会もそつぱを向いているということなくして、社会は学校と一体になり、家庭と一体になって次代を背負う青少年を育成するのだという感覚に立たなければいけない。その意味では、文部省思い切ったこの社会教育に力点を置いて、そして、そういう具体的な施策を織り込んでいかなければいけない。その一つが今度の法案の改正であると私は承知します。

だから、義務教育の学校の子供が学校で教えてもらうだけでなく、もうそれはおしまいたということでもなくして、少年自然の家へ行って社会教育をしてもらう。自然に親しまれる、こういうのを、もつと広げていって、少年自然の家などは中央にも、むしろ地方にも、もうこれは現に着手しておるわけですから、府県にもどんどんつくってもらう。そして、それに惜しみなく国家から助成して、ただ単に学校教育だけで人をつくるんじゃないのだ、少年自然の家のような、その他いろいろな社会教育の機会に触れて、そして家庭でもまた両親が教育の責任を自分も負うて、そして三位一体となつてよい子供が生まれるというか、こうへ持つていく、そういう努力が、いまその一環がここにあるわねと私は承知します。

そこで、もっと積極的に、この少年自然の家のようなものが、全国各所に地方立でたくさんできる、そういう方向に行っていますか。

○安養寺政府委員 公立の少年自然の家につきましては、昭和四十五年度から各地方公共団体と相談をいたしまして建設を進めていただいております。それでございまして、それに対して国もできるだけたくさん補助金を差し上げたいと引き続いて努力をいたしております。

○受田委員 いままでしている地方の少年の家はどれだけあるのですか。それから、これから年次計画で——こういうものは年次計画が必要なんです、今後の五カ年計画を、文部省とそれから地方立と両方で御説明願いたい。——これは文部大臣と申し上げたときに文部大臣から御答弁いたして、普通の質問をするときは関係局長からの御答弁で結構です。

○安養寺政府委員 ただいま現に事業を行っております公立少年自然の家は六十九カ所でございます。なお、五十年年度のいま御審議をいただいております予算の中には、公立少年自然の家三十カ所に對しまして、一カ所補助金額八千万円、合計二十四億金を計上いたしております。今後できるだけ近い機会を初めといたしまして、今後できるだけ近い機会にたくさんつくりたい。はつきりとした五カ年計画というような計画はたまたまございせんが、公立の青年の家が、三十年を越えましてから現在までに二百二十三カ所現にできておりまして、活動いたしております。そういうような利用の頻度、数等を考えまして、われわれといたしまして、これ相当数公立の施設もつくっていただきたい。これは社会教育部課長会議等もございまして、文部省としてもそういう方向で、各県の少年人口あるいはこういう施設の必要度というものに濃淡はございすけれども、できるだけ早い機会につくるといふ方向で議論をしようではないか、計数的にまとめたものはございせんが、そういう議論はいたしております。

○受田委員 こういうことは、ある程度長期展望も考えながら施策を立てていかなければいかぬと思うのです。だから、五年後辺にはこの辺までやりたいなというめどをつけて計画せぬと、場当たりで文部省の施策が立てられることは私は残念である。ことにこういう文教行政のごときは、すでに五カ年計画の機つかが文部省から出ておる。こういうものも、やはり五年くらいめどはつけておかなければならぬと思うのです。安養寺先生のところでそういうめどをつけた立案計画を要請申し上げておきます。

私、青少年対策本部の御苦勞もよくわかるし、また、これはしつかりやってもならなければいけぬところなんです。文部省として、こうした今度の法改正に、少年自然の家をつくるために法案が出るというところまで前進したことは、非常にうれしいことなんです。もう一度言います。学校だけで子供を教育するということがなくして、社会も家庭も一緒になって教育するという体制も、幼稚園から小学校、大学までこれは一貫していき、また大学出てからも社会がその人間を吸収していく、そして大学も社会に開放されて、成人を大学の門へどんどん入れて特別講座など一般人のために開く。筑波大学法案のときにも、そういう議論を大いにしたのですが、文部大臣、いま私が指摘した幼稚園から大学、さらに大学を終えて生涯を貫いて社会教育の恩恵に浴する、それに惜しみなく国費を使つていくという私の提唱に御見解を表明願いたい。

○永井国務大臣 私、受田先生がおっしゃいますように、教育と言えは、学校だけに限る、そういう時代、またそういう考え方というのは、現段階においてはもう非常に不足なものだと思えます。教育の分野は学校だけでなく、ほかに社会と家庭というものがあつて、この三つの分野において、非常に調和よく発展していくということ、でなければならぬと思つてます。

そこで、少年の段階におきましても、少年自然の家というものの国公立の発展を望んでいただけではなく、先生も非常に関心を持っておいでになります。スポーツ、こういうふうなものにつきましても、一層これを充実するように本年度は計画をいたしているわけでございます。

おっしゃいますように、また子供の段階だけではなく、大学を出た後も社会教育というものは生涯教育の角度で考えなければいかぬ、まことに御指摘のとおりでございます。そういう意味合いにおいて、たとえば公民館における成人教育というものをどうやって充実していくか、また、いろいろな工夫で充実していくべきだということも今年度の計画にございまして。

ただ、私、思いますに、この学校、社会、家庭という三分野の教育を充実いたしてまいりますのは、もちろん政府が財政的にも配慮をいたしますことも非常に大事であります。同時に、人々が広く、教育というものはその三分野にまたがっているのだということを自覚して協力するということも非常に大事であると思つたので、機会

あるごとに、その三分野における教育の発展を図りましようということを、文部省としまして、また私自身も、これまで皆様に御理解をいたたくように話を進めてきていたわけでございまして、今後とも一層、そういう気持ちでこの三分野における教育の充実ということを進めるようにいたしたいと考えております。

○受田委員 その三分野の調整、総合的な効果を上げるために、地方に社会教育主事というのがある。この社会教育主事を置かなければならないにもかかわらず、置いてないところがたくさんある。こんなものはもうすぐ必ず置くという強固な施策をとっていただく。当然、国からの補助制度もあるわけですから、置かないでは、この責任者がおらぬでは——特に今度、こうした少年自然の家など本格的に乗り出そうとすれば、社会教育主事を置かないようなそうした地方公共団体というものには、すかつとした手をすぐ打たなければいかぬと思うのです。

大臣、これは御検討されておると思うのですが、社会教育主事必置体制、これは大臣から御答弁願います。

○永井国務大臣 社会教育の指導者というのは、いろいろな段階で考えるべきであると思ひまして、いまそれを進めているわけでありまして。一つは、いま御指摘のように、社会教育主事という考え方でこれを拡充することでございますが、他方、間に合わない場所には派遣社会教育主事という形も考えております。他方、少年自然の家ばかりでなく、すべて少年の社会教育活動あるいは体育活動というものが盛んになってまいりますから、体育関係の主事の問題も考えますし、そのほか、いわゆるボランティア的な形で活動される方たちは、広く青少年の教育の指導者というふうに考えるべきであると思ひますから、そういう方たちに於いての養成あるいは研修、そしてまた、それを強化するための財政的な裏づけ、そういうふうにかえまして、いわば重層的に社会教育主事、派遣社会教育主事あるいは体育関係の担当者、それか

ら指導者、こういう形で計画をいたしているわけでございます。

○受田委員 いま大臣からも指摘されたわけですが、次にお尋ねしようと思つた体育振興、その中で私、時間が進行しておりますからポイントだけをすべての国民にみずからの健康を自覚させ、また健康増進に対する努力をさせるという意味で、特に成年に達した者に対して、みずからの体力はどの程度あるか、これを国民的規模、国家的規模で全青年に対して、国家の体力テスト基準を示しながら一斉に実施するというような手だてをすべきではないか。成年に達したけれども——昔は徴兵検査というのがあった、これは別にわれわれ悪用という意味じゃなくして、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝ひ励ますという成人の日の国民の祝日として生まれておるが、大人になったことを自覚する二十歳という時点で、自分の体力はどれだけのものか、あるいはそれから何年かたつた後にさらにやるか、あるいは健康基準を示すテストを、これは文部省が主催でやっていただくべきものか。それが往年の徴兵検査につながるというふうな、とほけたことに考える人はおらぬはずで、つまり、お互い日本国民が成年に達した時点で、いろいろな体力が自分にはどの程度あるのかというところをテストしてあげる。これは無料でテストする。そして体力テストの結果を表示する体力手帳を渡して、それでみずからの健康に対する自信を持たせる、こういう手だてをする時期が来ているのじゃないかと私思うのです。

総合的な国民体力テスト法という法律——法律までいかなければ、さしあたり何かの政令なかんでやる。できれば、これは国民体力の増進の基礎になるから、国民体力テスト法とかいうような法律で基準を決めて、それをすべての国民にやらせる。国民の健康のための大事な問題だということであるべきじゃないか。新提案でございますが、ひとつ私から提案させてもらいます。

○永井国務大臣 戦後、日本人の体重、身長が劣っているというところで、体位の向上ということをやっていることと、その結果、背が高い、体重のなかなか重い日本人がふえましたが、これも、体力の向上という点がそれに伴わなかったということ、これを非常に人々は広く認識するようになりまして。

そこで、先生が御指摘になりますように、体力というものを鍛えまして、体位だけでなく体力もという、名実伴うような日本人がでなければいけないということ、全く同感でございます。

そこで、その進め方でございますが、もう相当人々が自覚してまいりましたから、これについては機運をつくっていくということが何より大事であると考えております。御案内と思いますが、昭和三十六年にスポーツ振興法で、地方公共団体は住民が積極的に参加できるように運動能力テストというものの実施に努めなければならないというふうになっておりまして、そこで、保健体育審議会に諮問をいたしまして、三十八年に答申を受けましたから、それ以後、三十九年以降スポーツテスト実施要綱というものによりまして、相当この普及奨励というものをやっております。

いまの状況を御報告申し上げますと、昭和四十四年度の調査で、日本の全国の市町村でのスポーツテスト実施回数約三千九百回、これを一市町村の平均にいたしますと一・二回になりました。これだけ、一市町村一・二回というのが平均でございますから、まず、どこの市町村でも行われるという段階まで進んでまいりました。しかし、それでも必ずしも十分というわけにまいりませんから、これは学校と社会とを問わず、青少年が自分の体力、運動能力というものを認識いたしまして一層心身を鍛えていく、そして、そういう意味でスポーツテストというものを活用していくという方針で私たちは臨みたいと考えております。

○受田委員 これは、いまのようなそうした義務的な形への一歩前進として見ていいと思うのですが、さらに一歩を進めて、国民体力テスト法とい

うようなかつてで一括して、成年に達した者、つまり、これは成年という意味——年齢的にはどうしてまいりましたかね、あれは。

○諸沢政府委員 このスポーツテストというものの対象は、中学生から、十二歳から二十九歳までというふうにいたしまして、三十歳以上の方は壮年ということで、これは体力テストだけの基準をきめております。それから小学生は小学生スポーツテスト、大体三つに分けております。

○受田委員 私、特に一応成長のとまった時点と見られる二十歳、大人になったことを自覚する時点のテストというものを一斉に実施する、こういう立場のものについて検討すべきではないかと思うのです。これに対しての御見解を伺いたい。

○諸沢政府委員 ただいまも大臣からお話がありましたように、スポーツテストというものの趣旨は、要するにこれを行う人が自分の体力なり運動能力の現状というものを十分認識し、かつ、それを他の者と比較して、自分の体力なり運動能力の目標をどこに置くべきかということを自覚せしめ、今後の努力の目標を設定せしめることに根拠があると思うのでございます。そういう意味で、テストのパターンを全国的に統一することとを、保健体育審議会の答申を得まして文部省としては実施をいたしたわけでございますから、それが今日、全国的な同じ型で行われるというところになります第一段階の意味があるかと思うのであります。

そこで文部省は、この実施の実態というものを踏まえまして、毎年スポーツテストの実情というもの印刷にいたしまして、県の教育委員会等に交付して行政の資料にいたしておるわけでございます。

そこで、そのようなテストを法制上義務化するべきだという御提案でございますけれども、確かに一つの考え方であらうかと私も思うわけでございますが、前段で申し上げましたように、要するにテストそのものは、それをやることよりも、受けた青少年がそれによって自分の体力、スポーツ

能力というものを自覚し、今後努力をするという本人の意思にいかかつて意義があると思うのでございます。

そういう意味で、もちろんこれを一つの義務と課することも、国民的な課題であらうかと思ひますけれども、私も、現段階においてさらにその趣旨を徹底いたしまして、できるだけ多くの国民がこのテストをあらゆる機会に受けるような機会を設けたい、そういうことでやってみようという意味で、実はそのほかに、スポーツテストの普及講習会がありますとか判定員の養成研修会がありますとか、そういうことを現在やっておりますのでございまして、法制化の問題は今後の課題としてひとつ検討させていただきたい、かように思います。

○受田委員 これは、法制化の検討に値する問題だと思ひます。国民的規模で、しかも成人という時点、それを問題に御検討願ひたい。

最後に、時間も進んでまいりましたので、残された質問の中で一つだけお尋ねします。

それは、医師養成大学の問題であります。これで文部省は、厚生省と連絡されながら、今後十年後の医師、歯科医師の数をどれだけとし、そして、この間において、国立でどれだけの医師を養成し、残された者は私立で養成するという方針を立てておられるか、お答え願ひたいのです。

○井内政府委員 わが国の医師数は、四十九年現在で人口十万人に対し一・二八・九人ということになっておるようでございますが、四十五年に厚生省の方から、人口十万人に対し医師百五十人程度を、昭和六十年を一応のめどとして確保したいというような資料等を文部省の方へいただきました。その後、先生御案内のように、無医大県の解消ということ、国立の医科大学の増設等のことも取り進めておるわけでございますが、現在の時点で、私どもの試算によりますと、昭和六十年までに十万人に對します百五十人程度の医師の確保ということができる見込みかと存じております。

文部省としましては、昭和六十年を一応のめど

しましての人口十万人に對する百五十人程度の医師の確保というめどが一応ついておりますが、しかば、これで文部省として医師の養成について事は足り、それでいいかどうかという点につきましては、やはり医療需要の動きというものを厚生省の方からもいろいろと資料もいただき、特に医師の地域的偏在の問題でありまして、あるいは医療水準の向上等に対応して、文部省としても努力を引き続きしなければならぬであらう、かように考えておるところでございます。

○受田委員 その六十年に十万人につき百五十人の比率になるようにするために、国立で今後どれだけの者の養成が增加され、私立でどれだけされるという大まかな数字をお示し願ひたい。現時点と六十年時点とで数字を示していただきたい。

○井内政府委員 ただいまお答え申し上げました試算には、無医大県の解消ということ、今国会に、国立学校設置法の改正で二県に医科大学を創設するお願ひをしておりますが、さらに引き続きまして、沖縄を含めましてあと七県で無医大県の解消ということでございますが、その数値を一応全部取り込みまして試算をいたしまして、六十年をめぐりに人口十万人に對して百五十人の医師の確保ができる。その際、いわゆる私立の医科大学の数値はカウントいたしております。

○受田委員 もう一度、私立の医科大学の何を考へていないのですか。

○井内政府委員 私立の医科大学で今後何人医師の養成の増が出来るかという数はカウントいたしません。無医大県の解消ということ、国立の医科大学で医師の養成数をふやしてまいるといふ想定で計算をいたしまして、昭和六十年をめぐりに百五十人を確保できる、こういうことです。

○受田委員 英国などは、医科大学は私立で片づけておる。私立でお医者さんを養成して、そして国がそれに対して助成をどんどんやっている。

それで文部省も、いままでも私立の医科大学をどんどん乱造された。乱造された以上は、そのできた学校を大いに強化育成することを考えないで――

―收容人員がどれだけ、それに対してどれだけの助成をするかというような計算をきちっとやって私立医科大学を認可されればよかったのですけれども、そういうことなしに、いろいろな、ある基準に合致しておれば認可するというようなことで一応スタートした。スタートしたけれども、医師養成学校、これは一年に三百万も経費が要ると言われておる。その膨大な経費を負担する場合、父兄負担をどんどんやらなければならぬといううなことで、非常に矛盾が起つておる。その矛盾については、文部省は認可した責任がある以上、これについても十分力を注いでいかなければならぬ。もつと思ひ切った財政援助もしなければならぬ。ということをお感じするのですが、国立だけの計算をいまされておる。

滋賀医科大学を今度おつくりになるわけだが、地方に無医大県がないということはいいいことだ、けれども、現にできておる私立医科大学を、非常に高額な父兄負担をかけて無理をしているこの私立の医科大学を、このまま放置しておいてはこれは大変だと私は思ふのです。それに対しての計算は、ちつともいましてないようでございますが、現に認可した以上は、子供を生んだ以上は、それを取りつて育てる責任が文部省にある。文部省は傍観の態度ではいけないわけだ。それに対する対策をちつと承りたい。

○今村(武)政府委員 私立大学の医学部、歯学部、認可後の文部省の措置に対する先生の御意見、全くそのとおりだと思います。したがしまして、私どもとしては、ささいなる努力ではございますけれども……。

○受田委員 ちつと聞かえにいくのでございませうが、今村先生。

○藤尾委員 大きな声で答弁してください。

○今村(武)政府委員 大学の全学生のうちで歯学部、医学部の学生は二%に当たりますが、私大經常費助成におきましては、二〇%の補助金を出しております。その金額を増加せしめていくことは

当然でございますので、なお、こういう配慮は続けたいと思ひます。

それからまた、未完成校、学年進行が終わらないところは補助金を出さないことにいたしました。ところが、昭和四十九年度から歯学部、医学部に限って三年期から、つまり進学課程が終わった次の段階から補助金を出すことにいたしました。

また、新設理工系、医学部、歯学部系の設備費については、三分の二の特別な補助金を出すといううことでいささか努力はいたしておりますが、しかし現実のところ、先生のおっしゃるような大変な経費の問題がございまして、いま、その点をどう打開するかについて内部で検討を続けておるところでございます。

○受田委員 これで質問を終わりますが、文部大臣、いま今村局長の御答弁のような実態です。一たび生まれた学校は、りっぱにこれを育てていかなければいけない。そのためには、特に医師養成大学などというものは、莫大な経費も要することであるから、誕生せしめた以上は、思い切った助成が要るわけなんです。

それからもう一つ、私学の問題で、まじめに経営をしなから運営がおもしろくないようなところに私学振興財団からお金を貸した、その金が返済できない、利息も返済できないといううな事情のある、中にはまじめにやり過ぎてやっつけないうなものも出てくる。思い切つて父兄負担をさせたりするような大学よりも、まじめにやり過ぎて多少借金が残る、利息の支払いがおくれたりという方がむしろいいとおし、ふびんであるというところもあるはずなんです。そういううなことも考慮しながら、まじめにやり過ぎて行き詰まる児で育たぬようではなしに、健康児としていくように文部省としては十分配慮せねばいけない問題です。

文部大臣は、その私学振興を六本の柱の三番目に置いておられるわけだが、この際、大学の場合には、その全学生の国公と私立を比べたならば国立

の五倍も学生もいる私学に、ひとついまのような問題、具体的な問題を含めて勇敢に取組んでいただきたい。民間人として登壇された大臣であるだけに、事情のわからぬところへ飛び込まれて御苦労が多かったと思いますが、しかし、あなたに期待する国民の声は大変大きいのであるから、賢明な事務総局の局長さんたちの知恵をかりながら、同時に、あなたの独特のアイデアを生かしながら、りっぱな文部行政をやってほしいとあえて希望申し上げて、質問を終わります。

○藤尾委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤尾委員長 これより討論に入るのでございますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤尾委員長 起立総員。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤尾委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後三時十七分開議

○藤尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。上原康助君。

○上原委員 寒冷地手当法の一部改正案が出てくるわけですが、これと関連をして、冷たい、寒い話だけじゃなくして、少し暖かい、暑いところの話もしておかぬかという感じがしないかと思ひまして、それについて総理府あるいは人事院の御見解を承っておきたいと思ひます。

沖縄開発庁の先である総合事務局なり、あるいは復興後、国家公務員として沖縄本島、宮古、八重山等、沖縄県下に勤務する公務員の皆さんから、暑い夏の期間の何らかの手当というものが必要じゃないかという声が非常に強かったのです。もちろんまだ、特殊地域手当とか、あるいは酷暑手当、そのほかいろいろの仮称で呼ばれているのですが、この件については、人事院はどういうお考えを持っておられるのか、一応御所見を伺っておきたいと思ひます。

○次本府委員 ただいまの問題につきましては、沖縄復帰以来、その問題が提起されておりました。私も、いろいろ関係者の方々に資料をお願いいたしましたりして吟味を重ねておるところでございます。

これを考えますに当たりましては、二つ問題がございます。一つは、沖縄地帯に勤務していらっしゃる公務員全員の問題と、それから、こちらから行き来した方の問題と、両方の方々がいらっしゃるわけでございますが、その辺でそこ何らかの、沖縄在住の方と、こちらから行かれた方との間に区別をしたような感じが出たはあつたろうくないではないかというものが、復帰当初からの問題でございます。その問題が回避されないようなものであれば、なかなかそう簡単にこれを決めるわけにいかないという点が二つございます。

それからもう一つは、暑さの関係でございますが、これは、やはり寒冷地の問題についても、一種の生活給的な考え方をいたしておるものから、似たような意味の、どういふような増高経費がかかるだろうかというふうな検討をやらなければいけません。逆にまた、本土よりも常時暖かい地帯でございます。十二度以下になる日はないという感じがございまして、寒冷関係の経費がほとんど浮いてくるという問題もございまして、その辺、寒冷関係の経費と暑さに伴います増高経費との関係も吟味しなければいけません。その辺のデータがなかなか、冷房機械を買わなければいけません。電灯料がかかります。いろいろあります。それから、そう大きな量にもならないものですが、いままで時間がかかっているというものは、そこに一番大きな原因があるわけでございますが、そういう二つの観点からいろいろ吟味をさせていただきます。

あと、歴史的沿革としましては、復帰以前の方は、外交官並みみたいな別途の手当をもらっていたものが全部なくなる。これは、やむを得ないのではないかと。この当時も人事院として処理をさせていただいた経緯がございますが、それとやはり別途の観点で、前段で申し上げました点も解決をはからなければいけません。その辺のところをいろいろ吟味しておるわけでございます。

○上原委員 いまのお答えは、人事院として決して否定的ではないというふうな受けとめられるわけですが、沖縄開発庁は、酷暑手当ないし特殊勤務手当ということと、そういう手当を支給してもらいたいということとを人事院に御要請なり御要求をなさった経緯がございまして。

○大瀧説明員 昨年の六月に、人事院に申しまして、文書をおもちまして、たとえば亜熱帯地域手当まあ仮称でございますが、これらの新設を要望いたしております。なお、四十八年度、四十九年度の人事課長会議の要望といたしましても、人事院にその旨をお願いしておるわけでございます。

○上原委員 それに対する人事院の答えと如何か、どうしたいという御返事はあったのですか。

○大瀧説明員 まあ、事実上はいろいろ人事院と相談しているわけでございますけれども、いま人事院の方からも御説明申し上げたように、この問題の実現につきましては、なおいろいろ検討すべき問題も多くございまして、具体的に検討中というところでございまして。

○上原委員 そこで、きょうの段階でどうということまでは申し上げたくございせんし、また、この種の手当を制度化していく、あるいは支給するといふ場合に、確かにいろいろな調査なり、それを裏づける資料等も必要であると思ひますが、ただ、一般に報道されたことで、まさか高潔円満な人格者である人事院の皆さんがこんなことをおっしゃらないと思うのですか、寒いのはがまんできないが、暑いのはがまんできる、こんなことで手を出しておつては切がない、沖縄の暑さぐらいでは人間は死なないのだということを言ったとか言わなかったとかいうことが報道されて、きつぱり断つたということと、関係者には非常なショックであると同時に、問題じゃないかという印象を与えていることは間違いないですね。

総務長官も、開発庁長官として御就任なされて現地に行かれたときに、総合事務局の責任ある方々から、このことについては強い要請を受けられたのじゃないかというふうな気がするわけですが、われわれも沖縄で行きましたときに、総合事務局の局長がそのことを要請しておるわけですね。したがって、先ほどの給与局長のお答えも、いろいろ検討して前向きに進めたいというふうに私は理解をするわけですが、少なくとも近い将来に十分調査をして、一方において寒冷地手当というものができた経緯もあるわけですが、やはり沖縄の夏も、これは関係者にとつては大変きつしいし、それだけ能率面においてもいろいろ環境の整備の問題と、それに要する手当というものは考えなければならないかと思ひます。

そういうことで今後鋭意検討していただいて、近い将来に何らかのめどを立てるというふう

にお考えである、人事院も開発庁もそういうお考えでおられると理解をしてよろしいですか。

○植木国務大臣 開発庁長官といたしまして先日、訪沖いたしました際に、たいまお話しのとおり、総合事務局の責任者から、お話しは亜熱帯地域手当ともいふべきものについて、われわれは要請をしております、努力をしてほしいという話がございます。さらにまた、沖縄県の特許おられますが、象条件あるいは離島における生活等からしますいろいろな生活環境の問題、職場環境の問題等々について配慮してほしいということを、私は、直接聴取いたしましたのであります。

そこで、いま人事院で亜熱帯地域手当あるいは酷暑手当ともいふべきものについては、いろいろ研究をしていただいているわけでございますが、新しい手当をつくり出すにつきましては、やはり国民の納得が得られるものでなければなりませんので、ひとつ人事院に専門的な立場から、中立的第三者機関として合理的な調査研究をしていただいて、勧告を待ちましてこれに対処してまいりたいと存じておりますし、また職場環境の整備等につきましても、今後鋭意努力をしてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 この点、人事院の方も御調査をいただいて、何らかの方向で結論を出していくというお考えであるということでございますか。人事院総裁の方からひとつ……

○藤井（農）政府委員 先刻給与局長からも御答弁を申し上げたところでございますが、われわれの方といたしましては、沖縄開発庁の方から非常に強い要請が出ておられるということもありまして、いろいろな資料等も関係各省からいただき、また、われわれの方も整備をしていま検討を続けておるところでございます。いまこの段階で約束をするところというところには至っておりませんが、総務長官も言われましたように、何か手当的なもの、あるいはその他の給与措置を新しく講ずるというところになりますと、やはり国民に納得をしていただけるようなそれ相当の資料も必要でありま

すし、われわれも自信を持ってこれをやるというようになるところまでまいりませんと問題が残ります。また波及するところも大でありますので、それらの点を慎重に見守りながら、さらに積極的検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○上原委員 そういふことで、その点は御検討をいただいでぜひ実現するように、重ねて御要望申し上げておきたいと思ひます。

○上原委員 おっしゃる通りに、確かにそれ相応の裏づけになる資料が必要であるし、関係者はもとより一般的に理解のできる方向でないといけないうこととは私も了解をいたします。

委員長にお願ひしますが、時間の範囲内でほかの件でちょっとお尋ねをしておきたいことがありますので、続けさせていただきますと思ひます。そこで、総務長官は沖縄開発庁の長官でもあられますし、現在、沖縄で県民間に非常な不安を与え、また問題を起している面が非常に多いのでお尋ねしたいのですが、せんだつての特許でも理事會で話し合った例の県道一〇四号線の件、これは今回に限ったことではありませんが、復帰後たびたび県道を封鎖して海兵隊が実弾射撃訓練をやっておる。しかも今回の場合は、封鎖をしないでやろうというようなことなどもありまして、反対をする地域住民なり民主団体の方々のいろいろなトラブルが出てきておる。せんだつての特許でも、政府は速やかにかかる不安を除去するため善後措置をとるよう要求し、あわせて事態及び対策の詳細について報告をするようにいうことを理事會で申し合わせました。それに対して外務大臣の方から、調査をして次の委員会に報告をするというところになっておりましたが、その後、外務省なり防衛施設庁ではどういふ御調査をして、この問題に對して一体どう考えておられるのか、明確な御答弁を賜つておきたいと思ひます。

○藤井（農）政府委員 私も、いま御指摘の新聞報道は読ましていただきまして、実は驚いておるわけでございます。御指摘のように、われわれといたしましては、そういう軽率な発言をいたしました覚えはございません。その点御了解を賜りたいと思ひます。

○鋼橋政府委員 今回の演習は、那覇防衛施設局が二月十日に米海兵隊から、二月十八日から二十日までの三日間、キャンプ・ハンセンの第一五号砲座を使用する射撃演習を実施するという通報を受けました。演習は、第三海兵師団第一二海兵連隊第三海兵大隊のG中隊及びM中隊が、一〇五ミリリゅう弾砲及び一五五ミリリゅう弾砲を使用して実施する計画でありました。なお、今回の演習に当たりましては、地元の方々に迷惑をかけないよう、道路を封鎖しない、人や車が通らないときに射撃を実施するという方法につきましては、米軍、地元と調整するとともに、道路上、着弾

な、現地を身をもって体験するということが必要であると思ひますので、そういう機会を人事院としても持ちたいと思ひますが、また、われわれの方の事務局が現地にございまして、それらの点は十分事情の報告も受けておるのであります。また私も、人事院に参つてからは無論まだ行っておりませんが、以前に共済組合の仕事をやっておりました際に、あそこ共済組合の宿舎を建てたというところで、現地に参つてつばさに体験をいた

したことがございます。

地等の安全確認の方法につきまして、米軍と十分に事前に調整した上で射撃を実施することとしたわけでございます。

しかしながら、演習日の前日から抗議団の方々、が着弾地に座り込むという事態になりましたので、施設庁としましては、在日米軍司令部に對しまして、射撃の実施に当たっては人命尊重の立場から、道路上、着弾地等場内の安全を十分に確認するよう注意を喚起し、現地部隊へその趣旨の徹底方を要請いたしました。また、事態の改善が見られないので、現地におきましては那覇防衛施設局長から、再三にわたつて現地米海兵隊に演習の中止を要請したわけでございます。そういうようなことで、今回の射撃演習は中止されることになった次第でございます。

次に、仮に演習が行われるときにどういふ対策をとるかにつきましては、ただいま庁内におきまして協議をしておるところでございますが、関係の機関とも十分協議をしていきたいと考えております。

○上原委員 きょうは時間が限られておりますので細かいところまで入れませんが、県道一〇四号線が、かつて琉球政府が認定をした道路に指定されたのはいつですか。

○鋼橋政府委員 昭和二十八年の九月に琉球政府の府道として認定されております。供用開始は同年の十月ということになっております。

○上原委員 現在、提供施設、区域となつてゐる部分はどのくらいですか、道路の延長。

○鋼橋政府委員 総延長は八千三百メートルございまして、そのうち施設、区域となつておるところは三千五百メートルでございます。

○上原委員 軍用地に接収された時点はいつですか。

○鋼橋政府委員 昭和二十年の後半と思ひますが、手元に正確な資料を持っておりません。

○上原委員 昭和二十年の後半じゃないんです。いまおっしゃる通りに、県道認定が一九五三年の九月二十八日なんです。それから五カ年後にそ

の一部が米軍の施設、区域として接収されたのです。その時点においても、道路については琉球政府と米軍側との話し合いはついていない。だから本来、なぜあれだけの抵抗があるかということは、もともと県道として認定された後にしか米軍は、この一部を軍用地として接収しなかった、そこにまず一つの基本があるということを、皆さん認識していただかないと困ると思うのです。さらにこの県道一〇四号を、復帰時点においても、いわゆる沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律、昭和四十六年十二月三十一日法律第百二十九号、これによって、引き続き県道であるということを認定しているわけですが、その段階においても施設庁と県の間に、軍用地の一部に入っている道路についてどうするということは話し合われていない、こういう経緯があるということは御存じだと思ふのです。

そこで私がこの際、明らかにしていただきたいことは、復帰の時点において、日米合同委員会でのこの県道の取り扱いについて日米間の合意メモがあるということが言われてきた、何回かその内容を明らかにしてもらいたいと資料提出も要求いたしておりましたが、いまだに米軍の演習に支障のない範囲で道路を使用するのだということが了解なんだと答弁されているわけです。県民生活に影響のない範囲で使用するというのならまだ話はわかる。しかし米軍の演習に支障のない範囲で、かつ県道として認定をされ、その取り扱いについても十分な協議がどのようになされたかを県民の前に明らかにされないで、演習を優先させているところに最も問題があるんですよ。その内容がどういうものなのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思うのです。

○深田説明員 ただいま上原先生御指摘になりましたように、この施設、区域を提供いたしますに際する合意で、演習等、この施設、区域の使用に差し支わりのない範囲におきましてこの道路を使用するという合意が成立しておるわけでございます。先生御指摘のとおりでございます。

○上原委員 ですから、それはどういう形で合意されているのですか。文書で合意されておれば、その内容をぜひこの際明らかにしてもらわねと。米軍の演習に支障のない範囲で県民が利用するということが本当に合意しているのですか。

○深田説明員 ただいまお答え申し上げたとおりでございます。合同委員会の合意の内容につきましては、文書等を公にするということとは、かねての日米間の約束でいたしませんことになっております。関係上、文言そのものを御説明することは許されておらないわけでございますが、ただいまの道路との関連につきましては、先生も御指摘になり、私からもお答え申し上げたとおりでございます。

○上原委員 合意された合意メモといいますが、合意事項が明らかにできない根拠は一体何ですか。

○深田説明員 合同委員会の合意の内容につきましては、もちろん、わが国民の皆様の生活に影響のある問題点等も含まれます関係で、そのような事案につきましては、しかるべき告示を行う、あるいはその他の通報の措置をとる等によりまして、関係の皆様に十分お知らせする手だてがあるわけでございますが、何分、合同委員会そのものは、御案内のように地位協定の実施につきまして、かなり内々にわたって双方で話し合いをする場でございますので、たとえば軍事機密の関連等、先方との間で、それを一々そのまゝの形で公表することは差し支わりのある場合もあるということから、そのまゝの形で外には出さないという約束にかねてからなっております次第でございます。

○上原委員 私は、それには納得しかねます。少なくとも県民の道路を封鎖して実弾射撃演習をするということに対して、日米間で取り決めたことが、単なる政府内部でしか知っていないということに對しては納得できません。しかも演習をするたびに防衛施設庁なりから、各市町村あるいは所管の警察署にもいろいろな通達、文書がいつているわけですが、この一日当たりの交通量を、皆さんのくらしに見ておられるのですか。この

県道一〇四号線というのは、単なる山の中の道じゃないのです。あぜ道じゃないんですよ。れっきとした県道なんです。どのくらい見ておられるの。

○銅崎政府委員 正確な数字は、いま手元に持ち合わせておりませんが、一日三百台程度だったかと記憶しております。

○上原委員 冗談じゃありませんよ。四十八年の四月段階で、これは公式な文書ですよ、県の土木部長から石川警察署長に出された文書なんです。

通行の禁止制限について

(回答) 昭和四十八年四月二十二日付け石交第六十五号で照会があったみだしのことについては、次のとおり回答します。

県道一〇四号線は恩納村と金武村を結ぶ幹線道路で一日当りの交通量は約二千五百台で、しかもバス路線となっている。このように現在不特定多数の一般の交通の用に供している該道路を演習のために通行の禁止を行なうことは道路本来の目的を著しく損なうので好ましくないと史料します。

何が三百台ですか。しかもバスも通っている。通学道路でもある。こういうことなどを県や関係市町村は、施設局に対しても、それを米軍と一緒にやって強行しようとしている警察に対しても積み重ねてきているんですよ。だから、こういうことを役所や関係者が出しても、なお強行しようとしているから、とうとう着弾地点にまで体を張って、実弾射撃演習は反対だというあの十八日から二十日にかけての抵抗が出ているのじゃないですか。もう少し県民の立場に立って皆さんのこの種の問題を取り扱っていかないと、ますます県民と米軍あるいは政府の対立関係というのは深まるだけなんです。

そこで、これまでも皆さんは、米側に對して演習の中止を申し入れる立場にはないということを繰り返してきたのですが、百歩譲って、そういう立場にあるかもしれないが、しかし万が一、不測の事態が起きた場合一体どうするのですか。県

道をはさんで、しかも民間部落をはさんで、その下には小学校もあるわけでしょう、そういうところで一〇五ミリ、一五五ミリ、しかも実弾の射撃訓練をやるということ自体が明らかに間違っているんですよ。

改めて今後そういう実弾射撃演習はさせない、中止をすべきだということで、私たちはこれまで要求してまいりましたが、政府の確たる見解をここで明らかにしていただきたいと思ひます。

それと同時に、今後演習申し入れがあった場合に、皆さんはどういうことをなさるのか。また現にこの間、十八日から二十日にかけて演習ができたというところで、砲台は現に掘えたままで、カバールをかぶせてそのままで。きょう、あすにも、今週いっぱいにも、再び強行するのじゃないかという情報もあるのですが、そういう申し入れはあるのかどうか、この二点についてぜひ明らかにしていただきたいと思ふのです。

○銅崎政府委員 私どもの立場といたしましては、演習場としてキャンプ・ハンセンを提供しておりますので、米軍の方でどうしても演習をしたいというのであれば、やはり中止を申し入れる立場にないというふうに思っております。ただ、上原先生御指摘のような安全確認、あるいはトラブルが起らないようにするという点につきましては、万全の措置をとっていききたいというふうに考えております。

次に、いつ演習をやるかということですが、私も演習通報を現在のところ受け取っております。

○上原委員 外務省はどういう処置をなさいますか。

○深田説明員 ただいま防衛施設庁の方からお答えいただきましたとおりでございます。先生、不測の事態ということが生じないように、私どもも、そのようなことが生じないように、私どももいたしましても、米側関係者と十分緊密な連絡をいままでもとってまいりましたし、今後においてもそのようにいたしたいと考えております。

○上原委員 それと施設庁にあと一点だけ、きょうの時点でお伺いしておきたいのですが、何か迂回道路を新しく設ける。これも全く虫のよい話で、せつかくある道路を整備すれば、もっときれいな産業道路にもなり、生活環境の整備にもなるのに、わざわざ演習をさせるために、遠回りをしてくる国民の税金を使うということも、これもまだもったいない話で、けしからぬ話なんです。そういう計画はあるのですか。

○鋼橋政府委員 つけかえ道路といいますが、私も、開発道路も兼ねたものとして考えておるわけですが、地元の金武村におきまして、発射地区の後ろを回すパイパスができました場合には、あの奥にパイパス、果樹を植えるのに非常に役立つというようなこともありまして、今年度一応二、三百万の調査設計費で調査に入っております。来年度は本格的な工事に取りかかるという計画で、一応予算要求いたしました。二億を要求してございます。

○上原委員 まさか、それは現地の関係者なり県民の反対を押し切ってまで強行するというおつもりじゃないですね。

○鋼橋政府委員 地元とは十分よく話し合いをいたしまして、実施してまいりたいと思っております。

○上原委員 次の分科会のあるがりますので、そこで皆さんに改めて、大臣もいらつしやるので、特に開発庁長官として、できれば外務大臣にもお尋ねしたいのですが、私は何も反対がための反対をしていないのです。海拔三百メートル近い山上まで登って、道もないあいうところまで二、三百名が体を張って、実弾射撃演習——万一、一発でもぶつ放されてごらんよ。それこそ全部吹っ飛んじやいますよ。しかしなぜ、そこまでして実弾射撃を食いとめる、反対をするかという、その異常な決意については、もっと政府はしっかり受けとめてもらわねと困る、とばかりは思ふのです。

戦後この方、アメリカの銃剣やブルドーザーで土地は取られて、やりたい放題やられてきて、復讐をしてもなお県民優先の道路じゃなくして、県

民の側に立つべき政府が、アメリカを擁護する形ですべての基地の問題や外交問題を処理しようとしている。これは皆さんの本土の感覚では理解できないかもしれないが、もう県民はどうしてもがまんができないという段階にきているということとは、これは防衛庁にしても外務省にしても、どんなに役人という立場があろうとも、もう少し真剣にいまの県道一〇四号という問題を考えていただきたい。そうせぬと、不測の事態なりいろいろな問題に発展しかねない。それをなくするためには、やはりああいう民間地域において実弾射撃訓練をさせないということが大前提でなければいけないと思うのです。皆さんがどんなに金網を張りめぐらしてやろうと、あるいは迂回道路をつくってさせましようと言つてみたつて、もう一步そこまで行つて体を張つて阻止した県民の反戦平和の闘いというものは、そう簡単につぶせるものではないんです。

篤とその点は理解をしていただいて、大臣、その点についてどういふふうな処置をとられるのか、もちろん、直接あなたの担任ではございませんが、沖繩開発庁長官として一言御答弁いただいております。

○植木国務大臣 沖繩県にございますアメリカ軍基地の問題につきましては、かねてからその整理縮小を強く要望しているところでございまして、特に沖繩振興開発計画を推進してまいりますためには、その重要性というものを深く認識いたしますとともに、従来とも努力してきたところでございます。アメリカ軍基地も徐々に返還をされつつある状況でございますけれども、今後ともそのための努力を続けてまいりたいと存じます。

今回の県道一〇四号線の海兵隊の射撃訓練につきましては、私も事態の推移をいろいろ聞きますとともに、不測の事態が起らないようにということと深く念願してきたのでございます。幸いにして中止ということになったわけでございますが、アメリカ軍の訓練につきましては、日米安全保障条約上の問題がございしますから、この点について

は、政府といたしましては、その条約の遵守方についての配慮をしなければならぬわけでありますが、同時に、県民の感情というものも十分しんしゃくし、また県民にいやしくも不安を与えないような方向で行われるということが望ましいことは言うまでもないのでございます。

この点につきまして、先日の特別委員会において委員長から御発言がございました際に、外務大臣に対しまして、私の方から善処方を要望したところでございまして、今後県民の立場に立ちまして配慮し努力を続けてまいりたいと存じます。

○上原委員 ちょっと納得しかねる面もあるのですが、時間ですから……。

私は、安保条約あるいは地位協定で施設、区域を提供しているからやむを得ないという、それだけではいけないと思うのです。基地は戦域であつてはならないんですよ。まずは、そこに住んでいる住民の平和と安全と秩序というものが保たれて、初めて皆さんが言う平和もあるわけでしょう。大の虫を生かすには小の虫を殺していという論法はないはずなんだ。仮に安保条約や地位協定の問題があるにしても、地域住民に著しい被害や損害や不安、場合によっては命を落とさないとも限らないような状況の容認をするというのは、私は百歩譲つても安保や地位協定の本来の趣旨じゃないと思うのです。その安保の虚構や地位協定そのものに問題があるというのが私たちの指摘なんです。

これは、ここで議論しても始まりませんが、少なくともそういう感覚を、外務省も防衛施設庁も持っていたらいいかと、年がら年じゅう爆音やアメリカのやりたいたいのことによつていじめられている県民はたまつたものじゃないですよ。アメリカが言うことに対して、すべて便宜供与を与えろというのが地位協定や安保の目的じゃないと私は思う。どうかそういうことも、従来の感覚ではなくして——復讐をすれば少しはよくなるかと思つたら、むしろアメリカがおつたときの方が、アメリカと対決をしてやつたときの方がもっとよ

かった。いまは、もう日本政府が隠れみのになつて、どんどんどんどん権力の質は悪くなつてい。そこに県民の激しい新たな怒りがあるということ、抵抗があるということも皆さん十分理解をして、これらの問題に対処していただきたいと思ふのです。

いま私が申し上げたことに對して、施設庁や外務省何かありましたらお答えいただいて、きょうのところ、この問題は一応終えておきたいと思ふのです。

○鋼橋政府委員 米軍の演習に当たりましては、いろいろ不測の事態に備えて安全確認というものは、さらに万全を期してやりたいと思ひますし、施設そのものにつきましては、外務省ともよく相談をいたしまして、整理縮小できるものは今後とも進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○藤尾委員長 次回は、来たる二十七日木曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三分散會

昭和五十年三月十三日印刷

昭和五十年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

S